



文部科学省

**研究機関における公的研究費の  
管理・監査のガイドライン  
(実施基準) の改正について**

**令和3年3月**

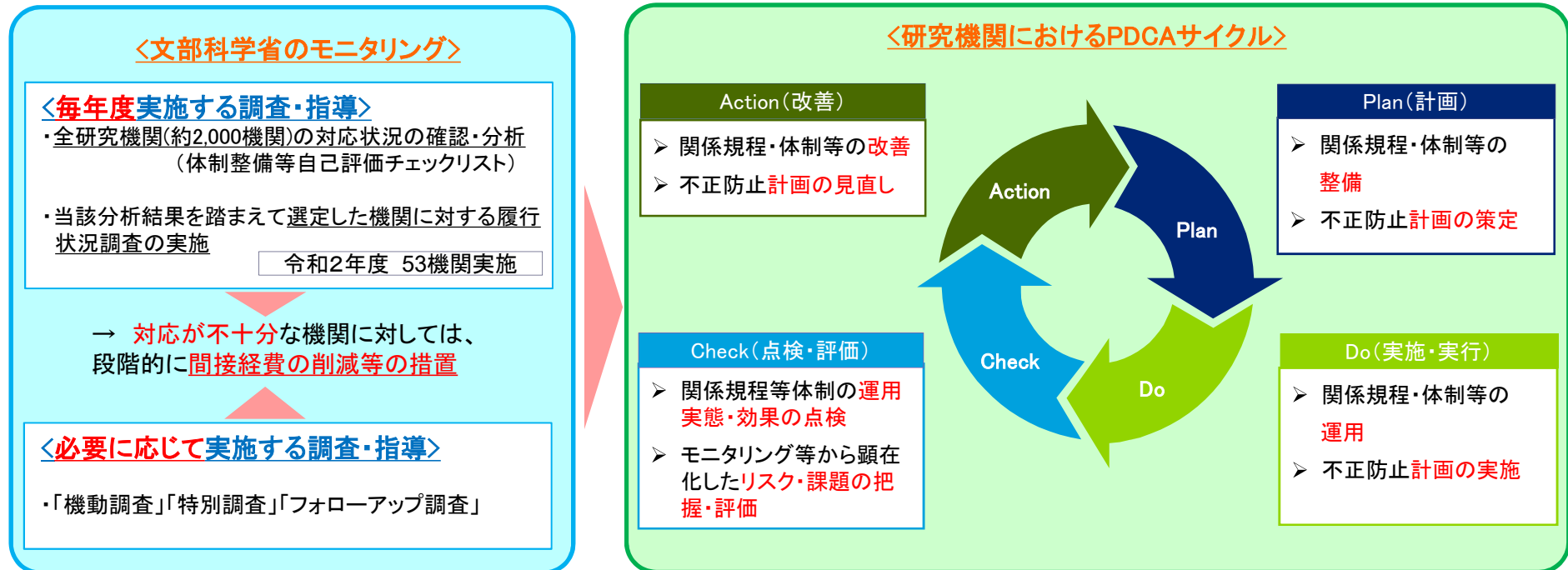
**研究振興局振興企画課**

**競争的資金調整室**

# ガイドラインに基づくこれまでの取組

平成19年に制定された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」は、平成26年に改正され、**全ての研究機関において不正防止体制を構築**し、研究費不正防止対策の様々な取り組みが実施されてきた。

## ◆ 不正防止に向けたPDCAサイクルの確立



## ◆ 研究機関への情報提供

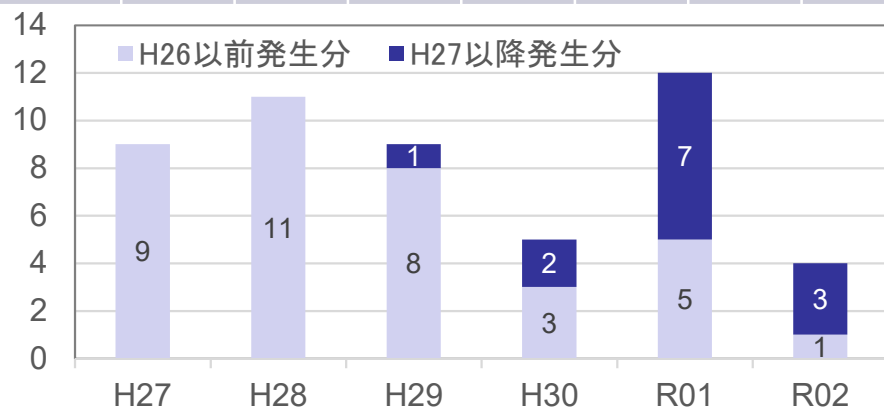
- ・研究機関に対する研修会等の実施(毎年度10回程度)
- ・研究機関での取組に資するべく、不正事案の文科省HPにおけるわかりやすい内容での公開
- ・公的研究費に係る不正事例(研究機関におけるコンプライアンス教育用)(平成28年3月)を作成・公開
- ・履行状況調査における主な取組事例(抜粋)(平成26～29年度)を作成・公開

# 平成27年度以降の不正使用事案認定件数と内訳

(令和3年2月1日現在)

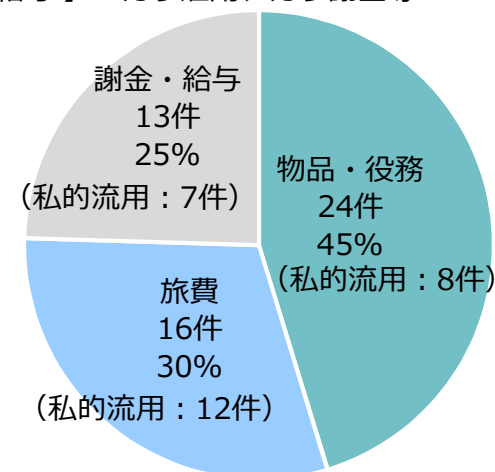
## ◆不正認定件数

年度	H27	H28	H29	H30	R01	R02	合計
H26以前	9件	11件	8件	3件	5件	1件	37件
H27以降	0件	0件	1件	2件	7件	3件	13件
合計	9件	11件	9件	5件	12件	4件	50件



## ◆不正種別の内訳

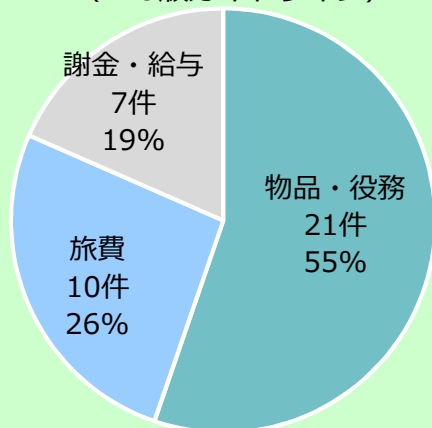
- 【物品・役務】 預け金、期ずれ、品名替え等
- 【旅費】 架空請求、二重請求等
- 【謝金・給与】 カラ雇用、カラ謝金等



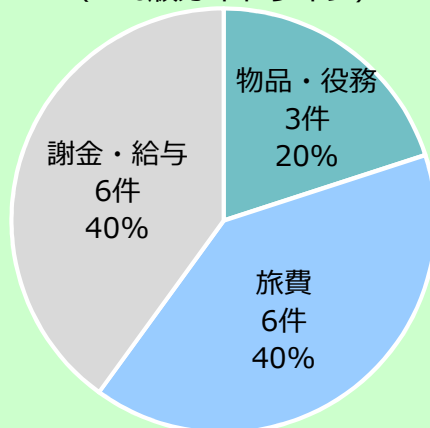
※1件の事案で複数の不正が行われた場合は両方の種別に計上

## ◆不正種別の変化

平成14～26年度発生分  
(H19版ガイドライン)



平成27年度以降発生分  
(H26版ガイドライン)



### ●物品・役務

事務部門による発注・検収、換金性の高い物品の管理、業者との癒着防止対策（処分方針の周知、誓約書の徴取等）が実施されたことにより、不正が生じにくくなったと考えられる。

### ●旅費

実態のないカラ出張の事例は減少したものの、異なる経費や機関で旅費を二重に請求する事例が発生している。

### ●謝金・給与

カラ雇用、カラ謝金等、依然として学生が巻き込まれる事例が発生している。

# 最近の研究機関における不正使用事例

## 令和2年度公表分

No.	機関名	不正の種別	不正使用額	不正が行われた年度	機関における処分
1	京都大学(医学研究科)	架空請求(カラ出張、カラ給与)、還流、目的外使用	788,820円	H28~30	懲戒解雇相当
2	東海大学	旅費の重複受給、目的外使用	185,240円	H27~30	出勤停止14日
3	京都大学(文学研究科)	不正な謝金の支出	19,200円	H28	戒告
4	水産研究・教育機構	カラ雇用、架空請求	266,662円	H29~30	停職4月
5	甲南大学	重複受領(立替払い清算時の架空請求)	1,034,752円	H27~30	諭旨退職
6	京都大学(霊長類研究所)	過大な支出、架空取引、目的外使用、入札妨害	506,697,056円	H23~26	懲戒免職ほか

### 不正使用の傾向 ①

旅費の支給手続きにおける不正(虚偽請求、重複受給、カラ出張等)

### 不正使用の傾向 ②

学生への謝金・給与における不正(カラ謝金、カラ給与、還流行為等)

不正が発生すると...

内部調査委員会  
再発防止策

研究費返納金  
・加算金

組織の信用

関係者の処分

ステークホルダー  
に対する説明

説明責任

人件費だけでも  
数千万円以上の負担

# ガイドライン改正の概要(令和3年2月改正 文部科学大臣決定)

不正が発生する機関では…

<主な要因>

- 1.不正防止のPDCAサイクルの形骸化 →PDCAサイクルが繋がらない、うまく回せていない。
- 2.組織全体への不正防止意識の不徹底 →組織全体で研究費不正防止の意識が低い、意識の共有が出来ていない。
- 3.内部牽制の脆弱性 →体制を含む事務チェックが機能していない、内部監査結果が不正防止対策に活用されていない。

## 改正の内容 ～不正防止対策強化の3本柱～

目的

- 研究機関全体の意識改革を図り、**研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成**するとともに、組織風土に合わせた防止策で**実効的かつ効率的な対策**を実現する。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、**従前のガイドラインの記述の具体化・明確化**を図る。

ガバナンス  
の強化

最高管理責任者の  
リーダーシップと  
役割の明確化

意識改革

コンプライアンス教育・  
啓発活動による意識向上  
  
全構成員への意識の浸透

不正防止システム  
の強化

監査機能の強化

不正を行う  
「機会」の根絶

改正ガイドライン

# ガイドライン改正のポイント <①ガバナンスの強化>

## ○ 最高管理責任者の役割

最高管理責任者の強力なリーダーシップの下で、研究費不正の根絶に組織全体で取り組むことが改めて求められています。

### 第1節 要請事項

- 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会・理事会等(以下「役員会等」という。)において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
- 最高管理責任者が自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

### 第1節 留意事項

- 最高管理責任者は、研究費不正根絶への強い決意を掲げ、不正防止対策実効性のあるものとするために定期的に各責任者から報告を受ける場を設けるとともに、強力なリーダーシップの下、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置を行う。

研究費不正防止は  
組織全体で！

## 👉 Point

- 👉 研究費不正の防止対策は、組織と研究者を守るための取組。組織全体で取り組む必要あり。
- 👉 組織の長は、強力なリーダーシップで組織の取組をけん引。
- 👉 自らも「啓発活動」等を行い、組織風土の形成を図ることが重要。



# ガイドライン改正のポイント <①ガバナンスの強化>

## ○ 監事に求められる役割

機関の運営等を監査する**監事に求められる、研究費不正防止に関する役割**を明記しました。

### ● 第1節 要請事項

- 監事は、不正防止に関する**内部統制の整備・運用状況**について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。
- 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった**不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているか**を確認し、意見を述べる。

## 👉 Point

👉 研究費不正防止の取組み全体が監事の監査対象。

👉 PDCAサイクルを適正に回せているかチェック。

👉 監事によるチェックで、組織全体の健全なガバナンスを維持。

健全な組織の維持には、  
健全なガバナンスが必須！





# ガイドライン改正のポイント <②意識改革>

## ○組織風土形成のための啓発活動

不正を起こさせない組織風土の形成のための活動を、啓発活動として新たに位置付けました。

### ●第1節 要請事項

- 統括管理責任者が行うべき対策として、不正防止計画の策定だけでなく、コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組が重要である。
- 統括管理責任者には、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施することが求められる。
- コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

### 👉 Point

👉 不正を起こさない組織風土の形成が重要。

👉 組織風土形成のため、啓発活動で構成員の意識向上と組織の隅々への浸透を。

👉 コンプライアンス教育と啓発活動の組み合わせで、効率的・効果的に。

👉 統括管理責任者が組織の取組を俯瞰して総合的に企画立案。

組織風土に合わせた対策で、  
効率的・効果的な不正防止を！



# ガイドライン改正のポイント <②意識改革>

## ▶ 啓発活動について

### 第2節 「コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)」

#### コンプライアンス教育

**対象**：競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員

**目的**：自身が取り扱う競争的研究費等の**使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解**させること

**頻度**：新規着任時・機関が定める一定の期間毎

**方法**：対面又はオンラインでの研修・説明会、e-ラーニングによる学習等

※受講状況及び理解度について把握し、必要に応じてフォローアップを行う。

#### 啓発活動

**対象**：全ての構成員

**目的**：**不正を起こさせない組織風土を形成**するために、不正防止に向けた**意識の向上と浸透**を図ること

**頻度**：少なくとも四半期に1回程度（繰り返し頻繁に実施することで意識付けを図る）

**方法**：**既存の会議やリスクマネジメントを通じた意識啓発、会議体・Webサイト・メール等による情報共有、ポスターの掲示、意識調査の実施等**

※啓発活動を通して構成員の意識の変化を把握する等、適宜PDCAサイクルに活用する。

こまめな啓発活動が効果的！

#### 👉 Point

- 👉 コンプライアンス教育で知識を習得し、啓発活動により頻繁に意識の向上と維持・浸透を。
- 👉 相互に補完して、より効率的・効果的に。
- 👉 それぞれの職種にあわせた内容で実施。
- 👉 意識調査によるリスクマネジメントが有効。



# ガイドライン改正のポイント <③不正防止システムの強化>

## ○ 内部監査の機能強化

専門家の活用による質の向上など、**内部監査の機能を強化**する取組みを明記しました。

### 第6節 要請事項

- 内部監査部門は、**最高管理責任者の直轄的な組織としての位置付けを明確化**するとともに、**実効性ある権限を付与し強化**する。
- 過去の内部監査やその他のモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、**専門的な知識を有する者(公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等)**を活用して内部監査の質の向上を図る。
- 効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、**監事及び会計監査人との連携を強化**し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について**定期的に意見交換**を行う。

内部監査は大切な自浄機能！

### Point

- 👉 内部監査が形骸化しないよう、会計書類のチェックにとどまらず管理体制の検証も。
- 👉 専門家の活用により、内部監査の質の向上を。
- 👉 監事や会計監査人との連携強化により、ガバナンスの向上も。



# ガイドライン改正のポイント <③不正防止システムの強化>

## ○ 内部監査結果の周知と活用

内部監査結果の有効な活用について追記しました。

### ● 第6節 要請事項

- 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

### 第6節 留意事項

- 内部監査部門は、防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案するとともに、防止計画推進部署においては、内部監査結果等を不正防止計画に反映させる。

### 👉 Point

- 👉 内部監査結果の活用で、効率的・効果的な不正防止対策を実現。
- 👉 不正防止推進部署との連携で、実効的なPDCAサイクルを。

連携強化で効率的に！



## ○ 不正を発生させる機会の低減

### 第4節 留意事項

- 旅費の支払に当たっては、コーポレートカードの活用や旅行業者への業務委託等により、研究者が支払いに關与する必要のない仕組みを導入することが望ましい。

### 👉 Point

- 👉 研究者が支払に關与しない仕組みの構築を。



# 不正防止対策強化年度と再点検

## ○ 改正ガイドラインを踏まえた再点検

今回のガイドライン改正に際し、令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付けています。

既に公的研究費の管理・監査体制を構築し、運用している各機関においても、この機会に新たなガイドラインの内容を踏まえた**再点検**をお願いします。

### <再点検項目の例>

- 不正防止の基本方針や不正防止計画について、**実施状況や効果を踏まえて点検**を行い、必要な見直しを行っているか
- 監事に対して、各部署から**適切な情報提供がタイムリー**になされているか
- 機関内のルールについて、**運用の実態と乖離**しているなど見直しの必要な点はないか
- 機関内のマニュアルやハンドブックの内容は**適切に改定**され、**関係者へ正確に周知**されているか
- コンプライアンス教育の未受講者に対して**適切なフォローアップ**を行っているか
- ガイドラインに例示されている不正のリスクに限らず、内部監査結果等を活用して、**機関の実態に即したリスクの把握・評価**を行っているか
- 内部監査部門は、効果的・効率的な内部監査を行うために**監事や会計監査人と連携**しているか



# 文部科学大臣のメッセージ

今回の改正ガイドラインには、文部科学大臣のメッセージを記載しています。

- 研究費不正によって**研究機関の信用が大きく傷ついてしまうこと、優秀な研究者を失ってしまうことは、国にとっても大きな損失**であり、わが国の科学技術・学術の発展のためには研究費不正を根絶することが喫緊の課題となっています。
- 研究費不正根絶のためには、各研究機関において全ての構成員の**意識を高め、不正を起こさない、起こさせない組織風土を作り上げることが極めて重要**です。例えば、研究者が研究費の正しい使い方について相談しやすい支援体制を整備することや、研究者の理解と意識向上を図るためのきめ細かいコンプライアンス教育を研究者に届くよう工夫して実施することなどにより、研究費不正を未然に防ぐ環境を整えることが有効と考えます。
- 研究費不正を防止することが各研究機関の**組織や研究者を守ることにつながる**ものであることを認識し、機関の長のリーダーシップの下、それぞれの研究機関の組織風土に合った、創意工夫ある主体的な不正防止策を組織全体として講じていただきたいと考えております。
- 今回のガイドライン改正に盛り込まれた各事項は、既に多くの機関で実施され成果を挙げている取組を明確化したものとなっています。各研究機関におかれましては、今回の改正を機に、自らの機関における取組を再点検し、研究費不正の根絶に向けた効率的かつ実効性のある不正防止対策を実現してください。

## 公的研究費の管理・監査体制の整備等に関する相談窓口

○研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

○競争的資金調整室では、各機関のガイドラインに基づく体制整備等全般に関する相談を受け付けています。

各機関において、体制整備・関係規程の制定・見直しに関する検討等に際してご質問・ご相談がある場合は、お問い合わせください。

文部科学省 研究振興局  
振興企画課 競争的資金調整室

【直通電話】 03-6734-4014

【E-mail】 kenkyuhi@mext.go.jp

